

項 目	小規模な倉庫の取扱いについて
取 扱 い	<p>土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないと認められるもので、以下の条件に適合するものについては、建築物に該当しないものとする。</p> <p>1 用 途 倉庫（物置、ゴミ置場等を含む。）</p> <p>2 奥行、高さ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。 (1)奥行（有効寸法）1 m以内かつ最高の高さ 2.3m以下で、床面積 5 m²以内のもの（複数の倉庫を連結した場合にあっては、連結した床面積の合計が 5 m²以内であること。）。 (2)最高の高さ 1.4m以下のもの。</p> <p>3 その他 (1)建築基準法第 42 条に規定する道路内への設置をしないこと。（同条第 2 項に掲げる道路にあっては、同項に掲げる道路とみなす部分を含む。） (2)敷地内に必要となる通路及び空地に関する規定の適用を受ける場合は、当該通路及び空地の有効幅員に影響を及ぼさないよう設置すること。</p>
解 説	<p>○上記に該当する小規模な倉庫は、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。</p> <p>○倉庫の内部に収納・備蓄する内容は問わないものとする。</p> <p>○本取扱いにより建築物として取り扱わないものであっても、防火地域及び準防火地域に設置するもの、プロパン庫等危険物を保管するものにあつては、不燃材料で造るなど防火上の配慮をすること。</p>
適 用 区 域	長野県内全域
附 則	<p>令和 3 年 4 月 1 日施行</p> <p>この取扱いは施行の日以後設置するものに適用します。</p>
対 象 条 文	法第 2 条第 1 号
参 考	<p>H27. 2. 27 付け国住指第 4544 号</p> <p>2017 年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（日本建築行政会議 編集）</p> <p>建築物の防火避難規定の解説 2016（日本建築行政会議 編集）</p>